

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県留置施設視察委員会条例	公 布 日	平成19年3月20日
条 例 番 号	平成19年三重県条例第2号	直 近 改 正 日	なし
所管部局課	警察本部警務部監察課	電 話 番 号	059-222-0110(2882)
条例の概要	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第21条第6項の規定に基づき、三重県留置施設視察委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	委任型
視 点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	留置施設視察委員会は、留置施設の運用状況について透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保するため、部外の有識者を委員として組織するものであって、条例の目的は現在でも妥当性を有する。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	留置施設視察委員会は、留置施設の運用状況について透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保するために設置された第三者機関であり、今後も公的な関与を行っていく必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例に基づき三重県留置施設視察委員会を組織し、運営しており、行われていないものはない。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第21条第6項の規定に基づき、条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第21条第6項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の規定は、その目的を実現するための直接の手段となっている。
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第21条第6項の規定に基づき必要な事項を条例で定めているものであり、一部でも廃止した場合、留置施設視察委員会の運営に支障が生じるものと考える。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	委員は、1委員当たりの留置施設数及び構成（職業、年齢、性別等）を考慮した定数を規定し、同様の活動をする法務省管轄の刑事施設視察委員と同額の報酬を支給している。留置施設視察委員会は、県民の中から選ばれた委員が留置施設を視察することにより施設運営の透明性及び適正な運営を確保することを目的としており、被留置者の処遇改善等をもとより県民の知る権利に資することから、その任務の重要性和公益性に鑑みて、効果とコストの配分は適正であると考える。

	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	留置施設委員会が留置施設の実情を的確に把握した上で、県民の代表として意見を述べることによって、留置施設の運営の改善向上と透明性を確保するものであって、その効果は一部の県民に限られていない		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい			
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果		理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える		無	無